

吉岡町における最低制限価格の変遷概要

時系列による整理		建設工事	測量等建設コンサルタント業務				その他最低制限価格を設けるべき案件	
～令和6年3月31日	運用による	6/10～8.5/10の範囲で個別に算定	6/10～8.5/10の範囲で個別に算定				個別に算定	
令和6年4月1日～	要綱の制定 最低制限価格取扱要綱	7.5/10～9.2/10の範囲 ①土木工事は以下の総和 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費等×0.68 ②その他 個別に算定	7.5/10～9.2/10の範囲で個別に算定				7.5/10～9.2/10の範囲 個別に算定	
令和6年12月1日～	要綱の改定	変更なし	測量 6/10～8.2/10の範囲 直接測量費×1.00 測量調査費×1.00 諸経費×0.50	建築 6/10～8.1/10の範囲 個別に算定	土木 6/10～8.1/10の範囲 直接人件費×1.00 直接経費×1.00 その他原価×0.90 一般管理費等×0.50	地質 2/3～8.5/10の範囲 直接調査費×1.00 間接調査費×0.90 解析等調査業務費×0.80 諸経費×0.50	補償 6/10～8.1/10の範囲 直接人件費×1.00 直接経費×1.00 その他原価×0.90 一般管理費等×0.50	6/10～9.2/10の範囲 個別に算定

※こちらの資料は概要になります。詳細は要綱でご確認ください。